諮問番号：令和元年度諮問第１５号

答申番号：令和元年度答申第２５号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年１２月１５日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）審査請求書における審査請求人の主張の要旨

処分庁の杜撰な対応が原因で背負うことになった借金を年金で返済しているため、保護受給者以下の生活を強いられていることについて繰り返し申し入れてきた。保護費を多めに欲しいと言っているのではなく、借金の返済が終わるまででいいので、年金は収入認定するのではなく、年齢に見合う保護費を支給してほしい。

（２）大阪府行政不服審査会（以下「審査会」という。）が令和元年９月１９日に実施した口頭意見陳述における審査請求人の主張の要旨

毎月２０日を過ぎると食料品が買えない状態である。次の保護費の支給まで普通に１か月生活ができるようにしてほしい。また、借金を背負ったのは処分庁及び過去の保護実施機関（以下「処分庁等」という。）の杜撰な対応の積み重ねによるものであり、借金を返済できるようにしてもらいたい。

平成１６年１１月頃から○○○役所に相談し、１２月に申請書を提出したが担当者が変わり、よくわからない、聞いていないと言われた。平成１７年７月になってやっと保護を受給できるようになった。その間の生活費のため、年金を受給できるようになったら返済するとの約束で知人から借金をした。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）審査請求人が求めていること

審査請求人は、年金が受給できるようになったら返済するという約束の借金であったことから、この間受給した年金は全て返済に充てており、年金が収入認定された保護費では最低限度の生活の維持ができていない。生活保護は受給者を救済するためのものであり、受給者の理由、状態により救済されるべきであることから、審査請求人が自身の生活費に使えない年金は収入認定せず、審査請求人の最低限度の生活の維持に必要な保護費が支給されることを求め、年金を収入認定から除外する旨の申請（以下「本件申請」という。）を行ったものと推認される。

（２）年金の収入認定について

しかしながら、被保護者が受給する年金については、「その最低限度の生活の維持のために活用すること」が保護の要件とされていることから、年金収入については「実際の受給額を認定すること」とされている。

したがって、審査請求人が本件申請を却下した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

（３）まとめ

以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

なお、審査請求人は、多額の借金を抱えることになった原因であると主張する実施機関を含め処分庁等保護の実施機関の対応不足等について縷々不満を述べているが、行政不服審査法に基づく審査請求は、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分を対象とするものであることから、当審査の判断外事項である。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和元年　７月３０日　　諮問書の受領

令和元年　８月　６日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：８月２６日

口頭意見陳述申立期限：８月２６日

令和元年　８月２３日　　審査請求人の主張書面及び口頭意見陳述申立書の受領

第１回審議

令和元年　８月２９日　　審査会から処分庁等に対し回答の求め（回答書：令和元年９月６日付け○○○○第４２３４号及び令和元年９月９日付け○○○○○第１５８号。以下「回答書」という。）

令和元年　９月１９日　　口頭意見陳述の実施及び第２回審議

令和元年１０月２５日　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

（３）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知）第８の３の（２）のアの（ア）は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２６年９月１日、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。

（２）平成２７年７月１日のケース記録票には、審査請求人に、同年５月から年金が満額支給されるため年金振込通知書を提出するよう指示したところ、審査請求人から、年金を全額収入認定されたら困るとの申し出があった。審査請求人に理由を問うと、昔、○○○へ保護の申請を行ったがまともに話を聞いてもらえなかった。保護開始まで半年かかり、その間の生活費を知人に借りた。今回から増額された年金を借金の返済に充てたいので収入認定しないでほしいとの内容であったとの記載がある。

（３）平成２９年１１月１７日、処分庁は、審査請求人から本件申請に係る保護開始（変更）申請書を受領した。同申請書には、○役所の杜撰な対応が原因で多くの負債を抱えることになり、その借金を年金で返済しているため、毎月苦しい生活を強いられており保護受給者以下の生活である、年金を収入認定から除外してほしいとの記載がある。

（４）平成２９年１２月１５日付けで、処分庁は、本件処分を行った。平成２９年１２月２６日のケース記録票には、同日、審査請求人に保護申請却下通知書を手交したとの記載がある。

（５）平成３０年３月１６日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

（６）回答書には、審査請求人が平成１６年１２月頃から約７か月の間に処分庁等に対して保護申請や相談等を行った事実があるかについて、「保護申請や相談等に係る事実につきましては、確認できませんでした」との記載がある。

３　判断

（１）審査請求人の保護開始について

審査請求人は、平成１６年１２月に過去の保護実施機関に対して保護申請を行ったが、保護が開始されるまで放置され、その結果、借金を負うことになったと主張する。この点について、諮問書の添付書類や回答書から事実の確認はできなかった。平成１６年１２月から審査請求人に対する保護が開始されるまでの約７か月間、審査請求人から保護申請があったこと、審査請求人が要保護状態にあったこと、及び過去の保護実施機関が保護申請を適切に処理しなかったことが確認できない以上、処分庁等の対応に瑕疵があったとは認められない。

なお、仮に、審査請求人の主張するように、平成１６年１２月に行った保護申請が何らかの理由により遅滞した事実があったとしても、その事実と審査請求人が主張する借入金との因果関係、及び当該借入金の返済に受給した年金を充当しなければならない必要性について具体的な説明もないため、これらの事実を認めることもできない。

（２）年金の収入認定について

前記１（２）（３）のとおり、被保護者が受給する年金については、その最低限度の生活の維持のために活用することが保護の要件とされていることから、年金収入については、実際の受給額を認定することとされている。したがって、審査請求人が年金を収入認定しないことを求めた本件申請を却下した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

（３）以上のとおり、本件処分について、違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第４部会

委員（部会長）松村　信夫

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　崇